

倉庫業に関する補助金制度一覧

(令和4年5月)



一般社団法人 日本倉庫協会

倉庫業に関する補助金制度一覧 目次

はじめに 補助金・助成金活用ガイド

I	機能高度化・事業再構築	3
1.	AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金	
	(1) 新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業	
	(2) トラック輸送の省エネ化推進事業	
2.	モーダルシフト等推進事業	
3.	港湾機能高度化施設整備事業	
	コラム 港湾関係官民連携施策	
II	エネルギー関連	5
1.	自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業	
2.	脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業	
3.	港湾における脱炭素化促進事業	
4.	ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	
	コラム ストレージパリティとは	
5.	建物における太陽光発電の新たな設備手法活用事業(新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業)	
6.	需要家主導による太陽光発電導入促進補助金	
	コラム FIT/FIP制度 自己託送とは	
7.	グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO ₂ 削減比例型設備導入支援事業	
8.	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	
	(1) 新築建築物のZEB化支援事業	
	① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業	
	コラム ZEBの定義	
	② ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	
	(2) 既存建築物のZEB化支援事業	
	① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業	
	② ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	
9.	ZEBの実証支援(住宅・建築物受給一体型省エネルギー投資促進事業)	
10.	民間建築物等における省CO ₂ 改修支援事業(既存建築物における省CO ₂ 改修支援事業)	
11.	先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	

12. 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
13. 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金
14. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金
 コラム 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）融資
15. カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援制度（利子補給事業等）

Ⅲ 災害対策・地域貢献 15

1. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
2. 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業
3. バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
4. 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

Ⅳ 中小企業向け 17

1. 中小企業等事業再構築促進事業
2. 中小企業生産性革命推進事業
 (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
 コラム 事業継続力強化計画
 (2) 小規模事業者持続化補助金
 (3) IT 導入補助金(通常枠・デジタル化基盤導入枠)
 (4) 事業承継・引継ぎ補助金
3. エイジフレンドリー補助金

Ⅴ 助成金 20

1. キャリアアップ助成金
2. 業務改善助成金
 (1) 通常コース
 コラム 働き方改革推進支援資金
 (2) 特例コース
3. 人材開発支援助成金
4. 人材確保等支援助成金
5. BCP 実践促進助成金 《東京都》
6. サイバーセキュリティ対策促進助成金 《東京都》

以上

倉庫業に関する補助金・助成金制度一覧

はじめに 補助金・助成金活用ガイド

倉庫業に関する補助金・助成金制度を広く活用していただくために、倉庫会社管理部勤務の宗菜乃花さんが、補助金・助成金に詳しい倉尾守さんにお話をうかがいました。

宗： 倉尾さん、今日はどうぞよろしくお願ひします。倉庫会社が使えり補助金・助成金について、いろいろと教えてください。

倉尾： こちらこそ、よろしくお願ひします。早速ですが、補助金・助成金と並べて使っていますけど、この違ひってわかりますか。

宗： そう言えば、何気なく使っている気がします。

倉尾： 大きな違ひとしては、助成金は申請要件を満たしていれば認められるのに対し、補助金は、申請要件に加えて申請の内容についての審査があるということです。ですから、申請要件を満たしていても審査によってもらえないというケースが出てきます。いずれにしても、補助金・助成金ともに国等から企業等に交付される金銭ですから、以降は両者まとめて「補助金」として説明します。

宗： 申請要件としてはどのようなものがあるのですか。

倉尾： まずは、会社規模や事業内容等の要件です。次の表を見てください。

表 「中小企業事業主」の範囲

	資本金額		常時雇用する労働者数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

補助金は、大企業と中小企業とで扱ひが異なるものが多いのですが、この表の区分を用いています。

宗： ということは、倉庫業の場合は、資本金3億円以下または労働者数300人以下が中小企業ということになるわけですね。次に確認すべきことはどのようなことでしょうか。

倉尾： 補助金にはさまざまなメニューがあります。どういった投資・支出、これを「補助対象経費」と言いますが、それが自社で行う投資等に合致しているのかどうか、ここを押さえなければなりません。

宗： 補助金の概要を示したチラシがありますけど、それを見ればいいのですね。

倉尾： 第一段階としてはそのとおりですが、応募要項、交付要綱、実施要領等々も一通り読み込むことが望まれます。それぞれの補助金には制度設計の趣旨というものがあり、チラシだけ

ではそこまで読み切れない場合もあります。

宗：飛び付くのは禁物、ということですね。それでは次に、補助金のスケジュールについて教えてください。

倉尾：補助金は一般的に「補助事業期間」が定められています。これは、先ほどふれた補助対象経費を使うことができる期間です。この期間中に、発注、契約、納品、支払い等を行う必要があります。そして、そこに向けて、まずは申請、めでたく採択通知を受けたら交付申請、交付決定という流れになりますが、補助事業期間までに交付決定をもらっておく必要があるため、補助金の実施要領等をよく読んで、計画を立てます。

それから、申請ですが、補助金によっていつでも申請可能なものと、募集期間が限られているものがあります。後者の場合、多くは公募のお知らせが出てから1か月とかそのくらいの期間内に申請を提出しなければなりません。各省の予算情報などにも注意しておき、そのうえで、あらかじめ準備しておいて公募を待つ、ということでしょうか。

宗：いやあ、頭が痛くなってきました。その挙句に審査に落ちたら、目も当てられないですね。

倉尾：まさにそのとおりで、審査に通るための申請書類作りが重要になってきます。ポイントはいくつかあって、それを指南する参考書もあるのですが、ひとつ申し上げれば、先ほど制度の設計趣旨にふれましたが、自社の計画がいかにもその趣旨に合致しているかということ、道筋を立ててわかりやすくアピールすることかと思います。また、公募要領には「審査項目」や「加点項目」等が示されていることがありますから、この点も大いに活用するといえますよね。

宗：いろいろとお話をうかがってきて、すごくたいへんなことだという感想を持ちました。中小企業など限られたマンパワーで対応するのは難しいのではないのでしょうか。

倉尾：補助金には必ず問い合わせ先が記載されています。補助金を交付する側にしても、予算を適正に消化する意味から、相談には乗ってくれると思います。それから、マンパワーに関してですが、思い切って専門家に委託することも考えられると思います。行政書士や税理士などのいわゆる士業の人たちです。

宗：倉尾さん、今日はどうもありがとうございました。まずは情報収集から始めたいと思います。

倉尾：がんばってください。最後に、補助金の内容は年度ごとに変更があります。最新の情報を取るようにしてくださいね。

※ 活用にあたっての注意

記載のとおり、補助金制度は、毎年改正があることが少なくありません。

募集が終了しているものについては、直前に公表された概要に沿って記載しています。

I 機能高度化・事業再構築

1. AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金

(1) 新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業

概要	サプライチェーン全体の物流効率化・省エネ化を達成するため、サプライチェーン上の複数事業者が連携して実施計画を作成し、それに基づく物流システムの標準化やデータの共通化、AI・IoT等の新技術の導入等に係る費用の一部を補助し、これにより実施計画に定めた物流効率化や省エネ化の達成を実証する事業です。
補助対象	共通システムの構築に要する経費、サプライチェーン輸送効率化機器導入に要する経費
補助内容	補助率 1/2
問合せ先	国土交通省 総合政策局 物流政策課 Tel 03-5253-8799
参照ページ	https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/2021/20220120_001.html

(2) トラック輸送の省エネ化推進事業

概要	トラック事業者と荷主等が連携することを要件として、車両動態管理システム、予約受付システム等及び配車計画システムの導入、又は、これらのシステムをAI・IoTにより連携させることが可能なツールの導入に要する経費の一部について、可能な限り省エネ効果の高い取組を優先して、かつ、幅広く補助することにより、トラック事業者と荷主等が共同して輸送の効率化を図る取組を促し、もってトラック輸送における省エネ効果を最大化させることについて実証する事業です。
補助対象	車両動態管理システム(クラウド型車載器及び運用に必要なソフトウェア)の導入に要する経費、予約受付システム等の導入に要する経費、配車計画システムの導入に要する経費、AI・IoTによるシステム連携ツールに要する経費
補助内容	補助率 1/2
問合せ先	国土交通省 自動車局 技術・環境政策課 Tel 03-5253-8591
参照ページ	上記(1)に同じ

2. モーダルシフト等推進事業

概 要	温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組みを支援します。
補助対象	「計画策定補助」 モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費に対して支援を行います。 「運行経費補助」 認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化について、初年度の運行経費の一部に対する支援を行います。
補助内容	「計画策定補助」 定額 上限 200 万円 「運行経費補助」 補助率 1/2 以内 上限 500 万円 ※ 省人化・自動化機器を用いる場合は上乗せ補助があります。ただし、それらの機器はリース・レンタルであることが条件となります。
問合せ先	国土交通省 総合政策局 物流政策課 物流効率化推進室 TEL 03-5253-8799
参照ページ	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html?msclkid=cb732e57c07911ec91c8dd27fd59a2a4

3. 港湾機能高度化施設整備事業

概 要	港湾における防災機能の向上及び効率的な物流網の形成を図るため、港湾に立地する老朽化・陳腐化した物流施設を再編・高度化する民間事業者への補助を行うものです。
補助対象	物流施設（上屋、倉庫）のうち共用部（ランプウェイ、スロープ等） ※免震機能を含む 及び共同施設（道路、緑地等） （注）対象となる事業は以下のとおりです。 ・2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の事業者による物流施設の整備であること ・整備される物流施設の延床面積が3千㎡以上となること ・当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものであること

補助内容	補助率 1/3
問合せ先	国土交通省 港湾局 産業港湾課 官民連携推進室 Tel 03-5253-8673
参照ページ	以下の URL にアクセスし、「 <u>事業概要</u> 」を開いてください。 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000026.html

コラム 港湾関係官民連携施策

本補助金は、「港湾関係官民連携施策」のひとつですが、そのほかに、流通加工機能を備えた物流施設等整備に対する無利子貸付や上屋、倉庫等の港湾施設整備に対する（一財）民都機構による長期・低利の資金提供の制度があります。

II エネルギー関連

1. 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

概要	①無人化に伴う照明等のエネルギー消費量の削減、②省エネ型省人化機器への転換によるエネルギー効率の向上、③再エネの導入を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、自立型ゼロエネルギー倉庫モデルを構築・展開し、物流施設における環境負荷低減を図ります。 日倉協 Web サイトにも関連情報を掲載しています。 https://www.nissokyo.or.jp/news/detail/375/ https://www.nissokyo.or.jp/news/detail/379/
補助対象	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費
補助内容	補助対象経費の 1/2 以内（上限 1 億円）
問合せ先	一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 Tel 03-5341-4728 Email: butsuryu@levo.or.jp
参照ページ	http://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/index22.html

2. 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業

概要	地球温暖化の防止に向けて、冷凍冷蔵倉庫において排出されてきたフロン類（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））の削減を進めるため、代替する自然冷媒（水、空気、アンモニア、CO2 等）を使用した省エネ自然冷媒の冷凍空調機器の導入を行おうとする冷凍冷蔵倉庫に対して支援を行います。
----	--

補助対象	冷凍冷蔵倉庫で使用される省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする民間事業者等に対して、当該機器導入に要する経費の一部を補助します。
補助内容	補助率 1/3
問合せ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 Tel 03-5521-8329
参照ページ	https://www.jreco.or.jp/koubo_env.html

3. 港湾における脱炭素化促進事業

概要	脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を促進するため、港湾において荷さばき施設等の導入を支援します。 具体的には、コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア等の荷役機械、接岸中の船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援します。
補助対象	①自立型電源、電力供給設備 ②ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア
補助内容	①補助率 1/3 ②定額
問合せ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室 Tel 0570-028-341
参照ページ	別冊の資料集をご参照ください。

4. ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

概要	ストレージパリティの達成に向けて自己所有やオンサイト PPA モデル等による自家消費型太陽光発電や蓄電池等の導入を行う事業の経費の一部を補助・支援することにより、設備の価格低減化や地域の再エネ主力化とレジリエンス強化の促進を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。
補助対象	①自家消費型太陽光発電システム ※自己所有・オンサイト PPA モデル・リースで活用可能 ②産業用蓄電池
補助内容	①自家消費型太陽光発電システム

	<ul style="list-style-type: none"> ・定額 4 万円/kW ・産業用蓄電池とセットかつ PPA・リースでの導入の場合：5 万円/kW ②産業用蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> ・定額 6.3 万円/kWh ※補助対象経費（工事費など）の 1/3 が上限
問合せ先	下記 URL の問い合わせフォームをご利用ください。 https://inq.eic.or.jp/subsidy/st_r03c/
参照ページ	https://enemanex.jp/storage-parity-hojokin

コラム ストレージパリティとは

ストレージパリティ (Storage Parity) とは、蓄電池を導入しないよりも、蓄電池を導入したほうが、経済的メリットがある状態のことです。

具体的には、太陽光発電のみを導入した時の
 太陽光発電＋電気代 の価格よりも、
 太陽光発電と蓄電池をセットで導入した時の
 太陽光発電＋蓄電池＋電気代 の価格の方が安くなることを指します。

つまり、蓄電池を導入することによる電気代のピークカット効果により、蓄電システムに係る費用を賄えることが必要です。一般的には、蓄電システムに係る費用が 5～6 万円/kWh 以内となることが必要とされています。

5. 建物における太陽光発電の新たな設備手法活用事業 (新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業)

概要	駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件を満たす場合に設備等導入の支援を行います。
補助対象	対象設備：太陽光発電パネル、接続箱、パワーコンディショナ、配線ケーブル、定置用蓄電池、太陽光発電パネル一体型カーポート、カーポート本体、基礎
補助内容	設備等導入：1/3
問合せ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 Tel 03-5521-8339
参照ページ	http://www.eta.or.jp/offering/22_02_shin1/220318.php

6. 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

概要	新たに太陽光発電設備等を設置し、FIT や FIP 制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを活用する需要家の電気の需要を満たすことを目的とした太陽光発電設備を、需要地外に新規に取得、設置する事業を実施する者に対して、当該経費の一部を助成します。
補助対象	太陽光発電設備等
補助内容	補助率 1/2
問合せ先	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 E-mail : bz1-juyoukataiyokou_r4@meti.go.jp
参照ページ	https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/2021/20220325_001.html

コラム FIT/FIP 制度 自己託送とは

FIT とは、国の固定買取制度に発電した電気を販売するモデルのことを指します。「Feed-in-tariff(フィードインタリフ)」の頭文字を取って「FIT」と呼ばれています。太陽光や風力などの再生可能エネルギーで発電した電力を固定単価で買い取る国の制度です。

FIP 制度は、再エネの自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブが確保されるように支援する制度です。「Feed-in-premium(フィードインプレミアム)」の頭文字を取って「FIP」と呼ばれています。再エネ発電事業者が市場価格に一定の補助額（プレミアム）を上乗せして売電します。

- 自己託送は、「自社所有モデル」のことで、
- ・自社の敷地外に自社の発電所を設置し、
 - ・小売電気事業者の送電網を使って送電し、
 - ・自社で電気を使う。

という方法で行う太陽光発電です。

以上のことから本補助金事業は、一例として、倉庫会社が自社倉庫の屋上や敷地を活用して発電設備を設置し、そこで発電した電力を、小売電気事業者を通して需要家に供給するというモデルになります。

7. グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等の CO2 削減比例型設備導入支援事業

概要	新型コロナウイルス感染症禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2 削減量に応じた省 CO2 型設備等の導入を支援す
----	---

	ることで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進するものです。
補助対象	中小企業者による省 CO2 型設備等の導入に対して、以下の(A) (B)のうちいずれか低い額の補助を行います（補助上限 5,000 万円）。
補助内容	(A) 年間 CO2 削減量×法定耐用年数×5,000 円/tCO2*（円） *中小企業、省 CO2 型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700 円/tCO2 (B) 総事業費の 1/2（円）
問合せ先	一般財団法人環境イノベーション情報機構 Email : gr@eic.or.jp
参照ページ	https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/gr_r03c/001/

8. 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

(1) 新築建築物の ZEB 化支援事業

① レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB 化実証事業

概要	災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型の ZEB に対して支援します。							
補助対象	延床面積 10,000 m ² 未満、の新築建築物における、ZEB 実現に寄与する設備（空調、換気、給湯、BEMS 装置等）で、一定の要件を備えたもの。 ※ BEMS … Building and Energy Management System（ビル・エネルギー管理システム）のことで、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム。							
補助内容	<table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td>ZEB</td> <td>2/3</td> <td rowspan="3">} それぞれの定義は下記コラム参照</td> </tr> <tr> <td>Nearly ZEB</td> <td>3/5</td> </tr> <tr> <td>ZEB Ready</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	ZEB	2/3	} それぞれの定義は下記コラム参照	Nearly ZEB	3/5	ZEB Ready	1/2
ZEB	2/3	} それぞれの定義は下記コラム参照						
Nearly ZEB	3/5							
ZEB Ready	1/2							
問合せ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 Tel 0570-028-341							
参照ページ	https://www.env.go.jp/earth/zeb/hojo/index.html							

コラム ZEB の定義

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の定義は国内外で様々な議論や検討がされています。経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成 27 年 12 月）では、ZEB を「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパ

ッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義しています。

- ZEB(ゼブ) 年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
(従来の建物に必要なエネルギーを創エネ+省エネにより0%以下に削減)
- Nearly ZEB(ニアリーゼブ) ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物(従来の建物に必要なエネルギーを創エネ+省エネにより25%以下まで削減)
- ZEB Ready(ゼブレディ) ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物(従来の建物に必要なエネルギーを省エネにより50%以下まで削減)

参照ページ: <https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/O1.html>

② ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

概要	中小規模の民間業務用ビル等に対し ZEB の実現に資する省エネ・省CO2 性の高いシステム・設備機器等の導入を支援します。
補助対象	上記①に同じ。
補助内容	ZEB 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ただし、延べ床面積 2,000 m ² 未満の ZEB Ready は補助対象外
問合せ先	上記①に同じ。
参照ページ	上記①に同じ。

(2) 既存建築物の ZEB 化支援事業

① レジリエンス強化型の既存建築物 ZEB 化実証事業

概要	上記(1)①に同じ。
補助対象	延床面積 2,000 m ² 未満、の既存建築物における、ZEB 実現に寄与する設備(空調、換気、給湯、BEMS 装置等)で、一定の要件を備えたもの。
補助内容	ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready とともに 2/3
問合せ先	上記(1)①に同じ。
参照ページ	上記(1)①に同じ。

② ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

概要	上記(1)②に同じ。
補助対象	上記(2)①に同じ。
補助内容	ZEB、Nearly ZEB とともに 2/3、ZEB Ready は補助対象外
問合せ先	上記(1)①に同じ。
参照ページ	上記(1)①に同じ。

9. ZEB の実証支援(住宅・建築物受給一体型省エネルギー投資促進事業)

概要	<p>ZEB の設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物について、先進的な技術等の組み合わせによる ZEB 化の実証を支援します。</p> <p>内容的には、上記 8. と類似していますが、延べ床面積によって、申請先が異なります。</p> <p style="text-align: center;">民間建築物（新築／既存）の環境省と経産省別、申請可能延床面積</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延床面積</th> <th colspan="2">環境省</th> <th colspan="2">経産省</th> </tr> <tr> <th>新築建築物</th> <th>既存建築物</th> <th>新築建築物</th> <th>既存建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2,000㎡</td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center;">/</td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>2,000～10,000㎡</td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fce4d6; text-align: center;">地方公共団体のみ</td> <td style="background-color: #e0f2f1; text-align: center;">/</td> <td style="background-color: #e0f2f1;"></td> </tr> <tr> <td>10,000㎡～</td> <td style="background-color: #fce4d6; text-align: center;">地方公共団体のみ</td> <td style="background-color: #fce4d6; text-align: center;">地方公共団体のみ</td> <td style="background-color: #e0f2f1;"></td> <td style="background-color: #e0f2f1;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;"> 環境省：民間建築物申請可能 経産省：民間建築物申請可能 </p>	延床面積	環境省		経産省		新築建築物	既存建築物	新築建築物	既存建築物	～2,000㎡			/	/	2,000～10,000㎡		地方公共団体のみ	/		10,000㎡～	地方公共団体のみ	地方公共団体のみ		
延床面積	環境省		経産省																						
	新築建築物	既存建築物	新築建築物	既存建築物																					
～2,000㎡			/	/																					
2,000～10,000㎡		地方公共団体のみ	/																						
10,000㎡～	地方公共団体のみ	地方公共団体のみ																							
補助対象	<p>対象者：民間団体（新築：10,000 ㎡以上、既築：2,000 ㎡以上）</p> <p>対象設備等：ZEB 実現に寄与する設備（空調、換気、照明、給湯、BEMS 装置等）</p>																								
補助内容	補助率 2/3（上限：5 億円/年）																								
問合せ先	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課</p> <p>TEL 03-3501-9726</p>																								

10. 民間建築物等における省 CO2 改修支援事業(既存建築物における省 CO2 改修支援事業)

概要	<p>既存建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によるさらなる省エネを実現するための体制を構築し、CO2 削減に努める事業に対し、省 CO2 性の高い設備機器等の導入を支援します。</p>
補助対象	既存建築物において、CO2 削減に寄与する空調、BEMS 装置等の導入に

	より、30%以上の CO2 削減を行うことと併せて、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業。
補助内容	補助率 1/3
問合せ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 Tel 03-5521-8355
参照ページ	https://zero-energy.jp/hojyokin-ichiran-2020/2020kankyosyo-minkan/

11. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

概要	<p>事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。</p> <p>(A) 先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。</p> <p>(B) オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。</p> <p>(C) 指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。</p> <p>(D) エネマネ事業：エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づく EMS 制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。</p>
補助対象	エネルギー使用合理化のためであって、その普及を図ることが特に必要な設備・技術の導入に要する経費（設計費、設備費、工事費）
補助内容	<p>(A) 先進事業：中小企業等設備費に対する定額、大企業等 3/4 以内</p> <p>(B) オーダーメイド型事業：(A) に同じ</p> <p>(C) 指定設備導入事業：指定設備の設備種・スペック等ごとに算出・設定する定額</p> <p>(D) エネマネ事業：中小企業等 1/2 以内、大企業等 1/3 以内</p>
問合せ先	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 Tel 03-3501-9726 Email shouene-dounyushien@meti.go.jp
参照ページ	https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/2021/20220119_001.html

12. 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業

概 要	運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。
補助対象	燃料電池フォークリフト（エンジン車両との差額）
補助内容	1/3(令和2年度までに導入した実績のある事業者) 1/2(初めて導入する事業者)
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 TEL 03-5521-8302
参照ページ	別冊の資料集をご参照ください。

13. 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金

概 要	世界に先駆けた燃料電池自動車（FCV）の自立的な普及を目指すため、水素ステーションの整備費用の一部を補助することで、水素ステーションの整備を加速させます。
補助対象	水素供給設備の導入に要する経費
補助内容	各設備の規模等により、補助対象経費の2/3、又は1/2以内
問合せ先	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課 TEL 03-3501-7807
参照ページ	http://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_outline_r04.html

14. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

概 要	新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。
補助対象	上記の資金について、指定金融機関から融資を受ける事業。
補助内容	融資利率の1%以内
問合せ先	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 TEL 03-3501-9726 E-MAIL : shouene-dounyushien@meti.go.jp
参照ページ	以下の URL にアクセスし、各参考資料を開いてください。 https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/2021/20220119_002.html

コラム 環境・エネルギー対策資金（省エネ設備関連）融資

法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために、省エネルギーに資することが見込まれる設備等を導入する中小企業者等に対して、政府金融機関から低利融資を行います。

詳しくは、下記を参照ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

15. **カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援制度（利子補給事業等）**

概 要	<p>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律により、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて着実なCO2削減の取組（トランジション）を進める10年以上の計画を策定し、事業所管大臣の認定を受けた事業者への貸付けを対象とする、成果連動型の利子補給制度です。</p> <p>利子補給制度は、計画認定を受けた事業者に対して、0.1%幅の利下げを実施し（最初の期中の目標まで）、その上で、計画期間において、あらかじめマイルストーンとして定める期中の目標を達成できた場合には、最大0.2%幅までの利下げを行います。</p>
補助対象	<p>産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた事業者が対象です。</p> <p>計画認定において、事業者には、カーボンニュートラル実現に向けた野心的なCO2削減目標を設定し、その目標の実現に向けた10年以上の長期的な計画を策定すること等を求めています。</p>
補助内容	<p>あらかじめ国が指定する金融機関（指定金融機関）に対する利子補給を実施します。</p> <p>利子補給の対象となる1社当たりの融資額上限は500億円、最長10年間の利子補給を実施します。</p>
問合せ先	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課 TEL 03-3501-1676
参照ページ	<p>https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/cnrishihokyu/index.html?msclkid=f103b770c4f211ec89df04c681d58072</p>

Ⅲ 災害対策・地域貢献

1. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

概 要	<p>災害時等に系統電力・ガスの供給が途絶した場合でも、施設の機能を維持することが必要な医療・社会福祉施設、避難所等の社会的重要なインフラ施設における設備の稼働を確保するための燃料を「自衛的な燃料備蓄」として確保することにより、石油製品の安定供給の確保を図るため、石油製品タンク等の設置費用の一部を補助します。</p> <p>申請対象者は、病院、老人ホーム等の医療・社会福祉施設や公的避難所、民間企業等が地方公共団体と協定を締結した一時避難所等の「所有者」又は「運営者」になります。倉庫の場合、営業所内の従業員向け食堂や休憩施設などを一時避難所として、自治体と協定を結ぶことにより、申請が可能となります。</p>					
補助対象	<p>非常用発電機及び石油製品を貯蔵する容器の設備の導入費用及び設置に関連する工事費用</p> <table border="1" data-bbox="491 1003 1305 1151"> <tr> <td>対象となる容器 (※携行缶やポリタンク等の容器での備蓄を除く)</td> <td>揮発油：90L 軽油：450L 灯油：450L 重油：900L</td> </tr> <tr> <td>構造等の技術上の基準</td> <td>・消防法令に基づくもの</td> </tr> </table>		対象となる容器 (※携行缶やポリタンク等の容器での備蓄を除く)	揮発油：90L 軽油：450L 灯油：450L 重油：900L	構造等の技術上の基準	・消防法令に基づくもの
対象となる容器 (※携行缶やポリタンク等の容器での備蓄を除く)	揮発油：90L 軽油：450L 灯油：450L 重油：900L					
構造等の技術上の基準	・消防法令に基づくもの					
補助内容	<p>中小企業者：2/3、大企業：1/2</p>					
問合せ先	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 Tel 03-3501-1746 E-MAIL：jieitekibitiku-bousai@meti.go.jp</p>					
参照ページ	<p>別冊の資料集をご参照ください。</p>					

2. 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

概 要	<p>無人航空機を活用した物流は市場開拓途上であるため、この実施に係る高額な初期コスト等が障壁となっています。</p> <p>このため、無人航空機等の導入等を支援することで、地域ニーズに対応した新たな低炭素型物流の実現、生活の利便の抜本的改善、非常時を含めた物流の維持を図ることで、地域循環共生圏の構築に貢献します。</p> <p>補助金の申請に際し、ドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者として参画することが必要です。</p>
補助対象	<p>①事業性が見込まれる無人航空機を活用した物流低炭素化に向けた計画策定のための調査に要する費用</p> <p>②無人航空機を活用した物流の実用化に必要な機材・設備等の導入・</p>

	改修費用
補助内容	①補助対象経費、上限 500 万円。 ②補助率 1/2 (化石燃料に頼らないドローン等を導入する場合は 2/3)
問合せ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室 Tel 03-5521-8329
参照ページ	http://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/index22.html

3. バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業

概要	荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式 EV を導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援します。
補助対象	上記の導入経費 ※地域防災計画または地方公共団体との防災に関する協定等が要件となります。
補助内容	補助率 1/2
問合せ先	環境省 自動車環境対策室 Tel 03-5521-8302
参照ページ	別冊の資料集をご参照ください。

4. 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業

概要	本事業は、地方公共団体または民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援するものです。 また、本事業の補助対象者が自治体・民間企業の施設を災害拠点化し(※)、地域のレジリエンス強化へ貢献することを目的として、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援します。 ※ 例:民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
補助対象	再エネ及び電動車等の導入費用
補助内容	再生可能エネルギー発電設備関連 1/2 電動車関連 1/3 充放電設備/外部給電器 1/3 など
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課

	TEL 03-5521-8302
参照ページ	以下の URL にアクセスし、添付資料を開いてください。 https://www.env.go.jp/press/110740.html

Ⅳ 中小企業向け

1. 中小企業等事業再構築促進事業

概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p> <p>特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設しました。</p>
補助対象	<p>下記①、②の両方を満たすこと。</p> <p>① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること等。</p> <p>② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関等と策定すること。</p>
補助内容	申請類型によって補助上限額、補助率が異なります。詳しくは、下記経産省 Web サイトから、添付資料をご参照ください。
問合せ先	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター</p> <p>受付時間：9:00～18:00（日・祝日を除く）</p> <p>電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088</p> <p style="text-align: center;"><IP 電話用> 03-4216-4080</p>
参照ページ	https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai_koutiku/index.html

2. 中小企業生産性革命推進事業

中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。

このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更直面することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取

組状況に応じて、設備投資、IT 導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

概 要	中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。
補助対象	該当する設備・システム投資等
補助内容	申請類型によって補助上限額、補助率が異なります。
問合せ先	ものづくり補助金事務局サポートセンター 受付時間：10:00～17:00（土日祝日および12/29～1/3を除く） Tel 050-8880-4053 E-MAIL： monoho.jo@pasona.co.jp
参照ページ	https://portal.monodukuri-hojo.jp/

コラム 事業継続力強化計画

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金(上記「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」)の加算などの支援策が受けられます。詳細については、下記サイトにアクセスし、各種資料をご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(2) 小規模事業者持続化補助金

概 要	小規模事業者が自社の経営を見直し、持続的な経営に向けて経営計画を作った上で行う販路開拓や生産性向上を支援する補助金です。 また、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）、創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。
補助対象	申請類型によって補助対象が異なります。
補助内容	申請類型によって補助上限額、補助率が異なります。
問合せ先	下記サイトを御覧ください。 商工会の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/

	商工会議所の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方 https://r3.jizokukahojokin.info/
参照ページ	以下の URL にアクセスし、各種資料を開いてください。 https://r1.jizokukahojokin.info/

(3) IT 導入補助金 (通常枠・デジタル化基盤導入枠)

概要	IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の皆さまが自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、皆さまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。
補助対象	中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）
補助内容	<p><通常枠></p> <p>導入するソフトウェアで、1 種類以上のプロセスが適用される場合（A 類型）と 4 種類以上の場合（B 類型）があり、ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等の、A 類型は 30 万～150 万円未満、B 類型は 150 万～450 万円以下で補助率はいずれも 1/2 以内。</p> <p><デジタル化基盤導入枠></p> <p>通常枠に加え、ハードウェアの購入費に対して定額の補助金があります。ソフト・ハードそれぞれによって補助内容が異なります。</p>
問合せ先	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター 受付時間：9:30～17:30（土・日・祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-666-424（通話料がかかります） <IP 電話用> 042-303-9749
参照ページ	https://www.it-hojo.jp/

(4) 事業承継・引継ぎ補助金

概要	事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等 ・事業引継ぎ時の専門家活用費用等 ・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等
補助内容	<p>（補助上限額） 150 万円～ 600 万円</p> <p>（補助率） 1/2 ～ 2/3</p>
問合せ先	事業承継・引継ぎ補助金事務局 <経営革新> 03-6636-7936

	<p><専門家活用> 03-6636-7935</p> <p>受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日を除く）</p>
参照ページ	https://jsh.go.jp/r3h/

3. エイジフレンドリー補助金

概要	<p>エイジフレンドリー補助金は、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に対し補助を行うものです。</p> <p>働く高齢者を対象として、身体機能の低下を補う設備・装置の導入など職場環境を改善するための対策に要した費用を補助対象とします。</p>
補助対象	<p>【身体機能の低下を補う設備・装置の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温を下げるための機能のある服 ・不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置 ・重筋作業を補助するパワーアシストスーツ
補助内容	補助率 1/2 上限額 100万円
問合せ先	<p>(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター</p> <p>TEL：03-6381-7507 FAX：03-6381-7508</p> <p>受付時間 平日 10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝日休）</p> <p>Email：af-ho.jyo.jimucenter@jashcon.or.jp</p>
参照ページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

V 助成金

1. キャリアアップ助成金

概要	<p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下、「有期雇用労働者等」という。）の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。</p>
補助対象	<p>雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に係るキャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であって、キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主。</p> <p>詳しくは、下記ガイドブックをご参照ください。</p>
補助内容	<p>コース別に以下のとおりとなります。記載の支給額は、中小企業の場合ですが、ケースによって支給額が異なります。</p>

	<p>①正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成 有期 → 正規：1人当たり 57万円</p> <p>②賃金規定等改定コース すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成 対象労働者数 1人当たり 32,000円</p> <p>③賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 1事業所当たり 57万円</p> <p>④賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成 1事業所当たり 38万円</p> <p>⑤選択的適用拡大導入時処遇改善コース 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、社会保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに社会保険の被保険者とした場合に助成 1事業所当たり 19万円</p> <p>⑥短時間労働者労働時間延長コース 短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成 短時間労働者の週所定労働時間を3時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合 1人当たり 22万5,000円</p>
問合せ先	最寄りの都道府県労働局またはハローワーク
参照ページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

2. 業務改善助成金

(1) 通常コース

概要	中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します
補助対象	以下の2つの要件を満たす事業場 ア. 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 イ. 事業場規模100人以下
補助内容	引き上げ額及び引き上げる労働者数により設定されています。
問合せ先	業務改善助成金コールセンター TEL: 0120-366-440(平日 8:30~17:15)
参照ページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html?msclkid=41612dcecffd11ec8d5fbf75fad2980a

コラム 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html?msclkid=736c28bacff11ecbab941d46ee08d86>

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

(2) 特例コース

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。
補助対象	以下の2つの要件を満たす事業場 ア. 就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること イ. 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

補助内容	生産性向上等に資する設備投資等及び業務改善計画に計上された関連する経費を対象に、 助成額 最大 100 万円、助成率 3/4
問合せ先	業務改善助成金コールセンター TEL: 0120-366-440(平日 8:30~17:15)
参照ページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03_00026.html

3. 人材開発支援助成金

概要	労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
補助対象 補助内容	本助成金制度には、各種の助成メニューがあり、助成の対象、助成金額もそれぞれ異なります。下記のガイドをご参照ください。 なお、令和4年度から、新たなコースとして「人への投資促進コース」が新設されました。
問合せ先	各都道府県労働局
参照ページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/d01-1.html

4. 人材確保等支援助成金

概要	魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成します。魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。
補助対象 補助内容	以下のコースが用意されています。詳細は下記参照ページから、それぞれのリンク先をご参照ください。 (a) 雇用管理制度助成コース (b) 介護福祉機器助成コース (c) 中小企業団体助成コース (d) 人事評価改善等助成コース (e) 建設キャリアアップシステム等普及促進コース (f) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

	(g) 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） (h) 外国人労働者就労環境整備助成コース (i) テレワークコース (注) (a) (d)については、整備計画の新規受付を休止しています。
問合せ先	最寄りの都道府県労働局またはハローワーク
参照ページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html?msclkid=debe9754d00311ec986d11f9826a4a0b

5. BCP 実践促進助成金 《東京都》

概要	策定したBCPを実践するために必要となる基本的な物品・設備等の導入に要する経費の一部を助成します。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電装置 ・ 耐震診断 ・ 安否確認システム ・ 転倒防止装置等 ・ 感染症対策の物品 ・ 従業員用の備蓄品 ・ 土嚢、止水板 ・ データバックアップ専用のサーバ(NAS)、クラウドサービスによるデータのバックアップ ・ BCPの補完として実施する、自社業務の基幹システムのクラウド化 <p>※ 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。</p> <p>ア. 中小企業庁「事業継続力強化計画」の認定 … p18 コラム参照</p> <p>イ. (公財)東京都中小企業振興公社が実施する「BCP策定支援講座」(ステージ1)の受講</p>
補助内容	<p>助成率 中小企業者等 1/2、小規模企業者 2/3</p> <p>助成限度額 1,500万円</p>
問合せ先	<p>(公財)東京都中小企業振興公社</p> <p>TEL : 03-3251-7889</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (土日祝日休)</p>
参照ページ	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/bcp.html

6. サイバーセキュリティ対策促進助成金 《東京都》

概 要	サイバーセキュリティ対策を促進するために必要となる設備等の導入に要する経費の一部を助成します。
補助対象	IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が実施している SECURITY ACTION の2段階目(★★二つ星)を宣言している都内の中小企業者で、統合型アプライアンス(UTM等)やネットワーク脅威対策製品(FW、VPN、不正侵入検知システム等)などを導入する企業に対する助成を行います。 SECURITY ACTION については、以下を参照ください。 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/
補助内容	助成率 1/2 以内 助成限度額 1,500 万円
問合せ先	(公財)東京都中小企業振興公社 TEL : 03-3251-7889 受付時間 平日 9:00~17:00 (土日祝日休)
参照ページ	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubijosei/cyber.html

以上